

件名	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
関係課	保険課
改正対象	松前町国民健康保険税条例（昭和40年4月1日公布松前町条例）
根拠法令等	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）
改正理由	地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の整備を行う必要があるため。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第23条各号 国民健康保険税の減免の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を「330,000円」から「430,000円」に引き上げるとともに、軽減判定所得基準額の計算方法を改正する。</li> <li>・ 第23条の2及び附則第2項 読替対象を特定するため、所定の改正を行う。</li> </ul>
施行日	令和3年1月1日
【その他参考事項】	